

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役・税理士 三輪 厚二

TEL:06-946-8011

相続と消費税の納税義務

Q: 消費税の課税事業者であった父が亡くなりました。相続人も課税事業者になりますか。

A: 相続により被相続人の事業を承継した相続人は、次の場合には消費税の納税義務が生じます。

①相続があった年……相続人又は被相続人の基準期間における課税売上高のうち、いずれかが3,000万円を超えている場合

②相続があった年の翌年及び翌々年……相続人の基準期間における課税売上高と被相続人の課税売上高の合計額が3,000万円を超える場合

また、相続財産が分割されていない場合には、各相続人が共同で被相続人の事業を承継したものとして取り扱われるので、この場合の相続人に係る課税期間の基準期間における課税売上高は、被相続人の基準期間における課税売上高に民法割合を乗じた金額となります。

例えば課税事業者でない相続人が、基準期間の課税売上高が3,000万円超のお父様の事業を一人で承継した場合には、消費税の納税義務が生じます。

ところが年末まで未分割であるとして、民法上の相続分で所得税の確定申告をした場合には、消費税については納税義務が生じないこととなります。

相続税の申告との兼ね合いも考えなければなりませんが、年末まで未分割でも可能な場合、そのようにすれば相続開始年分の消費税の納税義務は生じないこととなります。

